

## 小林 登教授の御退職に寄せて

法学部長 遠藤 誠治

小林 登先生は、一九九九年四月に成蹊大学法学部に教授として着任されて以来、本年三月に教授職を退任されるまで十七年間の長きにわたって成蹊大学法学部の教育と研究に貢献されました。ここに小林先生御退職時の学部長として一言御礼とお別れの言葉を述べさせていただきます。

小林先生は、都立西高校を経て東京大学法学部を卒業されましたが、高校時代はもっぱらサッカー部員として毎日熱心に練習に励んだとのことで、成蹊のグラウンドにもよく来られていたとのことでもあります。

大学卒業後は一度民間会社に勤められましたが、学問の道を捨てがたく、東京大学の大学院に戻り、鴻常夫教授および江頭憲治郎教授の指導の下で商法の研究をされ、上智大学、東北大学における勤務の後、成蹊大学に着任されま

した。

小林先生の学問的業績は、商法の中でも特に海商法および保険法の面で顕著であるということができます。小林先生が一九八四年三月に東京大学大学院法学政治学研究科に提出された「コンテナ船荷証券と運送人の責任制限（一）——（二・完）——Limitation of Carrier's Liability under Container Bills of Lading」（法協一〇二卷三号、四号）の論文は、一九六〇年代より盛んになったコンテナ海上輸送との関係で、コンテナ詰め貨物に関する運送人の責任制限の額の算出につきヘーグ・ルールを改正する一九六八年の改正議定書（ウイスビー・ルール）と同じく船荷証券における記載に基づき行うべきことを最新の米国の判例動向を基に説いたものであり、実際に日本の国際海上物品運送法は平成四年に上記改正議定書に基づいて改正されております。

また、小林先生が一九八七年三月に東京大学法学部に助手論文として提出された「定期備船契約論（一）——（五・完）——On Time Charters」（法協一〇五卷五号、六号、八号、九号、十一号）と題する論文は、日本の商法が定期備船（Time Charter）に関する規定を持っていないことから、定期備船を船舶賃貸借と船員の労務供給契約の混合契約であると法的に構成し船舶賃貸借に関する商法七〇四条一項の規定を類推適用する考え方に批判を加え、定期備船は船舶賃貸借とは別個の独自の契約であるので商法七〇四条一項の規定を安易に類推適用すべきではなく原則的には定期備船者の衝突責任を否定すべきであると説いたものであります。定期備船契約に関してはすでに昭和一〇年の法制審議会であるべき規定を設けることが提案されましたが、このほど二〇一三年のドイツの商法改正に合わせて日本の商法も定期備船契約について新たに規定を設けることとなり、小林先生はこの間の立法作業にも法務省の法制審議会商法（運送・海商）関係部会の委員として深く関与しておられます。

小林先生は、研究・教育ばかりではなく、二〇一〇年より四年間法学部長を務められたほか、学園理事・評議員、法学部入試委員長、法律学科主任、海外研究員選考委員会委員長等の要職を務められ長年にわたり法学部のみならず大学、学園に多大な貢献をしてこられました。

このたび、小林先生は定年により成蹊大学を御退職されますが、引き続き法学部の非常勤講師として授業を担当していただくことになっております。小林先生の御健康と益々の御活躍のほどをお祈り申し上げます。